

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 八 年 三 月 十 三 日

目 次

告 示

○ 知事指定薬物の指定の失効

(薬務水道課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第百二十七号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年三月十三日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 (ハ R) ・ N ・ N ・ ジエチル ・ 六 ・ メチル ・ 「四」(トリメチルシリル) ・ ベンゾイル」 ・ 九 ・ 十 ・ ジデヒドロエルゴリン ・ ハ ・ カルボキシアミド及びその塩類
(通称 「 S B ・ L S D 」)
- 2 「一」(三)クロロフェニル「シクロヘキシル」ピペリジン及びその塩類
(通称 「 C l ・ P C P 、 三 ・ C h l o r o ・ P C P 」)
- 3 四 ・ メチル ・ 「二」メチルフェニル」 ・ 「二」(ピロリジン) ・ 「イル」ペンタン ・ 「オン及びその塩類
(通称 「 m e ・ p i p 、 二 m e ・ p h i p 、 二 m e t h y l ・ a ・ p i p 」)
- 4 プロパン ・ ニール ・ 「一」フェニルエチル」 ・ 「 H ・ イミダゾール ・ 五 ・ カルボキシラート及びその塩類
(通称 「 I s o p r o p o x a t e 」)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第五号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日
令和八年三月十四日

令和八年三月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社